

Y03b 宇宙基本法案の内容とその問題点

石附 澄夫(国立天文台)

本年6月20日、第166通常国会に「宇宙基本法」案が衆議院に提出された。

この法案の重要な論点は、「我が国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議」を廃止しようという点である。この決議は、1969年に衆議院本会議で全会一致により議決され、我が国の宇宙の開発及び利用を平和の目的に限ったものだ。「宇宙基本法」案は、「防衛的」「非攻撃的」ならば軍事利用を解禁しようというものである。

法案を推進する人々の議論を読むと、「平和の目的への限定」の撤廃は、軍需による航空宇宙産業界の救済、および、宇宙利用によるわが国の軍事力増強という二つの要請の産物であることが分かる。また、「米国の世界戦争システムの中でのミサイル防衛」の要請に応えたものであることも見逃せない。

ここでは、以下の点を中心にこの法案の問題点を紹介する：

(1) 憲法の禁止した戦力の保持になること、(2) イラク戦争での攻撃に活躍した米国の世界戦争システムを防衛するために宇宙を利用しようという目的があること、(3) 多額の財政支出を軍需に投ずることが求められていること、(4) 軍事機密を理由に財政支出へのチェックができなくなること、(5) 学問の原則である「自主・民主・公開」および国際協力が軍事政策の下に置かれること、(6) 我が国の宇宙政策の策定の場として設置される「宇宙戦略本部」の構成員は閣僚に独占され、理学・工学に携る者が排除されていること。

なお、宇宙基本法については下記のURLを参照いただきたい。

http://homepage2.nifty.com/space_for_peace/